

議案第45号

阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について

阿見町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月2日提出

阿見町長 千葉 繁

阿見町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

阿見町附属機関の設置に関する条例(平成20年阿見町条例第14号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

阿見町自殺防止対策連携会議	阿見町自殺防止対策連携会議設置要綱(令和6年阿見町告示第2号)に基づき、阿見町自殺対策計画の策定及び自殺対策の推進について必要な事項を審議する。
---------------	--

を

「

阿見町自殺防止対策連携会議	阿見町自殺防止対策連携会議設置要綱(令和6年阿見町告示第2号)に基づき、阿見町自殺対策計画の策定及び自殺対策の推進について必要な事項を審議する。
阿見町災害弔慰金等支給審査委員会	阿見町災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和53年阿見町条例第16号)に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する重要事項について調査及び審査をする。

に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

阿見町附属機関の設置に関する条例新旧対照表

現行			改正後			備考
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)			
附属機関 の属する 執行機関	附属機関名	主な担当事務	附属機関 の属する 執行機関	附属機関名	主な担当事務	
町長	(略)	(略)	町長	(略)	(略)	
	阿見町自殺防止対策連携会議	阿見町自殺防止対策連携会議設置要綱(令和6年阿見町告示第2号)に基づき、阿見町自殺対策計画の策定及び自殺対策の推進について必要な事項を審議する。		阿見町自殺防止対策連携会議	阿見町自殺防止対策連携会議設置要綱(令和6年阿見町告示第2号)に基づき、阿見町自殺対策計画の策定及び自殺対策の推進について必要な事項を審議する。	
	(略)	(略)		<u>阿見町災害弔慰金等支給審査委員会</u>	<u>阿見町災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和53年阿見町条例第16号)に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する重要事項について調査及び審査をする。</u>	
教育委員会	(略)	(略)	教育委員会	(略)	(略)	

議案第45号 説明資料

【主な改正の理由】

- (1) 附属機関の新設に伴い、当該附属機関の追加を行うもの。

【改正の事由等】

附属機関名	区分	事由	所掌事項
阿見町災害弔慰金等支給審査委員会	新設	条例改正に伴う新設	阿見町災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 53 年阿見町条例第 16 号)に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する重要事項について調査及び審査をする。